

令和4年度第2回宮城県私立学校審議会 本審議会議事録

- 1 日時 令和5年2月17日（金）午前10時から午前11時50分まで
- 2 会場 宮城県行政庁舎11階 第二会議室
- 3 出席者 加藤 雄彦，俣野 聖一，五十嵐 征彦，庄子 英利，小川 せつ子，
三塚 薫，根來 興宣，菅原 一博，鈴木 一樹，後藤 武俊，
佐藤 哲也，後藤 篤，上村 ちはる，菅原 通悦

4 議題

- (1) 調査審議事項について
- ① 幼稚園の廃止について（向陽台幼稚園）
 - ② 幼稚園の収容定員に係る学則の変更について（明泉丸山幼稚園）
 - ③ 幼稚園の収容定員に係る学則の変更について（明泉高森幼稚園）
 - ④ 幼稚園の収容定員に係る学則の変更について（法山寺幼稚園）
 - ⑤ 学校法人の解散について（学校法人吉野学園）
 - ⑥ 小学校の設置について（（仮称）ろりぽっぷ小学校）
 - ⑦ 高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台育英学園高等学校）
 - ⑧ 高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台白百合学園高等学校）
 - ⑨ 高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（飛鳥未来きずな高等学校）
 - ⑩ 専修学校の廃止について（上田裁縫専門学校）
 - ⑪ 学校法人の解散について（学校法人上田学院）
 - ⑫ 各種学校の収容定員に係る学則の変更について（東洋国際文化アカデミー）
 - ⑬ 各種学校の廃止について（気仙沼市医師会附属准看護学校）
- (2) その他
- ① 私立高等学校通信制課程の設置認可等に関する審査基準の改正について

5 会議の内容

事務局から審議会運営規程により会議が有効に成立している旨、報告があった。
加藤会長が審議会運営規程により議長となった。
議長は、議事録署名人として鈴木委員と上村委員を指名した。

(1) 調査審議事項について

① 幼稚園の廃止について（向陽台幼稚園）

事務局から資料により説明を行った。
特に質疑なく、審議会として了承される。

②幼稚園の収容定員に係る学則の変更について（明泉丸山幼稚園）

③幼稚園の収容定員に係る学則の変更について（明泉高森幼稚園）

（加藤会長）

幼稚園の収容定員に関わる学則の変更についてということで、明泉丸山幼稚園の定員増、それから明泉高森幼稚園の定員減が議題でございます。これにつきまして、いずれも関連する議案でございますので、一括で審議することをお許しいただきたいと思っております。

審議事項②について、幼稚園・専修学校・各種学校部会に調査審議をお願いしておりましたので、その件につきまして、鈴木一樹部会長から御報告をお願いいたします。

（鈴木委員）

この件につきましては、令和4年7月5日に開催されました部会で、調査審議した結果、本計画を了承したことを御報告いたします。

（加藤会長）

ありがとうございました。それでは事務局から併せて御説明ありましたらお願いいたします。

事務局から資料により一括で説明を行った。

（加藤会長）

財務状況のところ、長期借入金11億5,189万円とございますが、これは短期借り入れを入れてないということで、あくまでも長期借り入れ、資産形成のために用いられているものだけを対象にしているという理解でよろしいでしょうか。

（事務局）

そのとおりです。

（根来委員）

今回の定員増に関して、増員される部分に関わる設置基準の管理施設の広さであるとか、人員の配置は確認されていると思うのですが、この資料の一番下の方に過去5年間の園児数の推移の中で令和3年度まで人数が増えてきているのに令和4年度が下がっている。これは定員の650名に合わせるために減らしたのか、それとも自然現象的にこうなったのかわかりますでしょうか。

（事務局）

こちらの方でそういった観点での確認まではしておりませんが、先ほど御説明申した通り、もともとちょっと定員を超えて入園させていた背景があったというのは事実でございます。今回お断りをされているという現状もあるようなところでございますので、法人としてそういう判断をされた可能性はあると思っておりますが、こちらでそこまで確認は取って

おりません。

審議会として了承される。

④幼稚園の廃止について（法山寺幼稚園）

事務局から資料により説明を行った。
特に質疑なく審議会として了承される。

⑤学校法人の解散について（学校法人吉野学園）

事務局から資料により説明を行った。

（後藤武俊委員）

令和4年3月廃止ということですが、実際の幼稚園としてのお子さんの受け入れは、おそらくこれよりもっと前に終わっていたのではないかと思うのですが、それはいつになのかを聞きたいと思います。

（事務局）

こちらの幼稚園型認定こども園若柳よしの幼稚園は昨年度廃止認可をいただいておりますが、栗原市の計画によって、幼稚園の隣に保育所型の認定こども園を栗原市の市立で作っております。そちらに園児は基本的に移行して受け入れている形で、保育所型のこども園の運営をこの吉野学園の方々が身分を移行する形で受ける形をとっており、実際園児には何も不利益は生じてないという形になります。

学校法人が持っている幼稚園が廃止したものですから、学校法人は存在する目的がなくなったということで事務的な廃止ということにはなっております。

審議会として了承される。

⑥小学校の設置について（（仮称）ろりぼっぷ小学校）

（加藤会長）

審議事項⑥ですが、（仮称）ろりぼっぷ小学校について、小学校・中学校・高等学校部会に調査審議を依頼しており、10月24日に開催された小学校・中学校・高等学校部会で調査審議し、本件を了承したことを報告させていただきたいと思います。それでは事務局から御説明のほどお願いいたします。

事務局から資料により説明を行った。

（加藤会長）

7月29日に小中高部会の先生方で現地調査を行いました。整理は相当進んでいるという印象を持ち、我々行った者とすれば適切であるという中で、本件を了承したということで御報告しているわけですが、実際行かれた先生方の中で何かございましたら、あるいはこの委員の先生方でもありましたらお尋ねいただければと思います。

(後藤武俊委員)

いよいよこの学園も、発足が近づいているというところ、また非常に新しいカリキュラムが実施されるというところで非常に注目していきたいと思っております。

時間割表に関しては、以前の部会で出てきていなかったものですから、今回出てきて非常に理解が進みました。その中で日課表がございますけれど、前半の方で1年生から3年生、それから4年生から6年生での複式で実施されるということで書いておりましたので、その視点から見えていった時に、個別最適な学習だからこれで良いのかかもしれないのですが、例えばその場合1年生から3年生、どの時間も同じ教科が入るのかなというふうに思ってみたのですけれども、必ずしもそうはなっていないということで、例えば1年生の火曜日の4限が音楽となっていて、2年生の火曜日の4限が生活となっています。個別にみんな学んでいるということであれば、それぞれなのでしょうけど、それにしても音楽と生活が同じ教室で実施されるというのはどういう新しいカリキュラムなのか、どういう考えのもとなのかということをちょっと思ったものですから、この辺りどこまで練られているのかということ、その点を1つまずお伺いしたい。

もう1点は設置趣意書の11ページに「コミュニティスクール（学校運営協議会制度）を活用し」という表現がございます。これはコミュニティスクール、地域との繋がりを大切にする学校を作っていくという理念として掲げているのであれば、特に疑問はないですけれど、学校運営協議会制度という表現まで入れてしまいますとおそらく通常、公立学校の場合は、教育委員会規則とかに設定して誰が任命するのかということに記載するような、いわゆる仕組みの話になってくると思うのですけれども、その部分について、特に学則とかにはないようなので、この辺りはどういう意味でのコミュニティスクールを考えておられるのかお聞きしたいと思います。

(事務局)

1点目につきましては、個別の学習の内容まで詰めたものとして提出をいただいたものというよりは、こちらに向けて説明する上でどういう時間割で実施するのかという話でいただいたものでして、そういった観点でそこまでの確認をしておりません。ただ、実施するにあたって、やはり評価はある程度その時間の中ではそろえていかないと、学習した内容がうまく反映していかないということになりかねませんので、そこは我々の方からも学園の方には話をしたいと思っております。

2点目につきましては、いわゆる公立学校がやっているコミュニティスクールの仕組みを使って評沼の地域の方々にも、学校の運営に関わっていただくような形を想定しているということでした。学則の落とし込み等までは学園の方は考えていないようなところではありますが、あくまでも地域の方とか、仙台市の方とか含めて入ってい

ただくようなコミュニティスクールの形を作って学校運営を地域とともにしていきたいというお話を伺っていました。また、地域への説明もそのような形で行っているということも伺っておりました。

(後藤武俊委員)

中身としては理解いたしました。どうしても通称でコミュニティスクール（学校運営協議会制度）というものが広まっているせいでこういうことが起こるのだと思うのですが、あくまでも括弧書きの部分は外して書かれた方が柔軟に運用できてよろしいのではないかというふうに思いました。

(事務局)

認可書を作る段階の趣意書につきましては、括弧書きのところは削除を求めるような形で対応したいと思います。

(佐藤委員)

日課表を出していただいて改めて気になったのですが、児童の生活面ということで行間休み、おやつがございます。

このおやつはおそらく学則の第9章学費の中に費用が計上されていないので、子供が家庭から持ち込んでくるのかなというふうには想像するのですが、それと併せてお昼ご飯及び遊びというのが12時15分から13時まで入っている。お昼ご飯に関して、給食は外部搬入なのか、自校給食だとかあるいはお弁当なのか確認をしたいと思いついて質問させていただきました。

(事務局)

そちらにつきましては、外部搬入にする場合、どうしても入学者数に応じていわゆるコストの面といいますか、希望調査とか人によってはやはりお弁当をお持ちになりたいという方もいらっしゃると思いますので、そちらは入学者の状況見て考えたいというお話はいただいております。

おやつについて、恐らくで大変申し訳ないのですが、学校で提供するというよりは家庭からの持ち込み等を想定されているのだと思います。

(加藤会長)

現地調査の時ですね、旧坪沼小学校には給食施設があったんですね。ここをお使いになるのですかと言ったら、いや、使う予定はないということで、各個別の対応ということで、その御家庭の事由に合わせてお弁当等考えていきたいというお話をなされたというふうに押さえておりました。

(加藤会長)

学則のところで気になったのですけれど、学則の第9章の学費のところですか。この学費のところ、入学検定料、入学金、授業料等とございます。先ほど事務局の説明

では、バスの利用代は利用する人が負担するという話だったのですが、学則というのは、

基本的にそこに在学する生徒との契約、在学契約に基づいて必ず取るものが記載されるものであって、そうでなくて個別のものについては、学則の定めには入れないというのが私の認識だったのですけれど、今後こういうふうなことで、個別のニーズに対しての学則に付記するようなお考えが事務局にあるのか、それともこれは学則から本来適切でないと思うのか教えていただきたいと思います。

(事務局)

こちらにつきましては、当初の計画では原則皆さんバスを利用するというお書きになっていた部分であると認識しておりました。その後の紆余曲折等もありましたので、希望者のみということであれば、削除すること、または別に作成することを学校法人の方に話をしていきたいと思っております。

(加藤会長)

それからもう一つ、今年の1月26日に現地で確認をなされた中で、エレベーターは使う予定がないということで、当面の間は使用禁止というふうに復命書の方にはあるのですけれども、仙台市が定める「人にやさしいまちづくり条例」というのがございます。これによれば、実際にいる方が使用するか使用しないかということではなく、例えば外部からどうしてもエレベーターを利用しないと、2階あるいは1階に上がったり降ったりすることができない等を考えると、エレベーターが設置されている限りにおいては、それを利用することが望ましいということが条例で謳っております。うちの場合も宮城野区にある学校については仙台市の条例が適用されているので、エレベーターは設置されていますし、また当然それだけじゃなくて荷物の搬入等ありますので、エレベーターがある限りにおいては使用するということをお前提に考えていたのですが、使わないということになったら使用禁止にしていいのか、それは電気代がかからなくてそれはそれでいいのかなと思いつたのですけれど、仙台市の条例は強制した条例ではないのであくまでも望ましいなんですけれど、どういうふうにお考えなのかなと思ってお尋ねしております。

(事務局)

現地調査の際に、お使いにはなる予定は今のところはないという回答をいただいたのは事実でございます。

ただ、この建物自体が仙台市の所有物ということもございまして、法人の方には、条例を所管しているのも仙台市ということになりますので、どういうふうに長い目で見て運用されていくのかということは、お話を申し上げていきたいと、場合によってはお使いいただくような状況を作っていただくというのも、条例で望ましいと求められている部分になると思っておりますので、そこも含めて法人には話をして参りたいと思っております。

(後藤篤委員)

学則の第29条ですけれど、児童という表現が資料の中でずっと出てくるのですが、そこだけ生徒という表現に変わっている。このあたりどういう意図なのかというのが、素朴にわからなくて、前項の退学に関しての部分では生徒に対してのみ行うものとするということになり、その後もその他生徒の本分に反した者というふうに表現がここだけ変更がなされているのですが、これは何か意図があって出されているのか、それとも、何か揺らぎを直したほうがいいのかというレベルなのかというところでちょっと確認させていただきたい。

(事務局)

こちらは児童に修正する形で対応いたします。

(菅原委員)

大きい話になるかもわかりませんが、今回この学校の新設設置については、新設ということ、それから私立学校ということもありますので、宮城県の方が所管事務ということでもずっと関わってきているわけですが、今後のことを想定したときに、教育課程とか指導のあり方とか、それから子供たちの通学する地域等々から考えると恐らく仙台市の子供たちが多いのかなとあるいはその周辺かなというふうに思うのですが、非常に志の高い理念と心情を持ってこれまで学校の方は準備を進めてきているわけですね。

そして、本県の大きな課題でもある、不登校、あるいは不登校傾向にある子供たちを私立学校の立場から対応できないかということでの学校設置ですので、ぜひ強力に進めていって欲しいなというふうな気持ちを私自身思っています。

ただいかにせん指導形態も経営形態もそれから学級等々考えると、従来の学校、公立学校で行っている指導形態、指導の考え方はまた違った考え方で今後進めていこうというふうに考えているわけですね。そういう意味からすると、所管事務は県けれども、実際の指導面においては仙台市、あるいは仙台市教育委員会と連携を携えて、ぜひ強力で進めていただきたいということを、県の方に要望するのはもちろんなのですが、学校の方もぜひオープンに実践したことを県にあるいは仙台市に公表していただいて、その成果を本県ならずとも多くの世の方に、私立学校として不登校対策をやった結果、こういった成果と課題が得られたということをぜひ公表していただくように、要望として伝えていただきたいなというふうに思います。

それからもう1点、今回、文部科学省の方から道徳と特別活動の授業の扱い方、人間キャリア科についての見解が示されたのですが、こういうふうな捉え方であれば納得もできるのですが、従来だとこのような捉え方は、文部科学省の方はあまり好ましいことではないというふうな指導でした。例えば道徳を15分間ずつ導入、展開、終末というふうにして区切って指導するということが、抵抗感がないということであれば、確かにそういう考え方も成り立つのでしょけれども、分節して、輪切りにして、果たして、道徳のねらいがあるいは統括のラインが達成できるかどうかというのは疑

わしいですねということでの文部科学省の考え方だったように私自身は理解していません。ただ、今回の場合は特例校なので、あえてすべていただいても結構ですよという見解なのでしょう。だから文部科学省の方が強力にいいですよというふうな強い感触だったのか、これは県の方は関わっていないですね、直接学校と向こうとの関わりの中で、こういった見解が示されたということなのでしょうから、こここのところは実際の運用面としては、私はかなり詰めていかないと流されてしまうと思うので、具体的に指導場面を想定すると、当然評価も入ってきますし、かなり厳しい指導形態になるのだらうと思うので、こここのところはぜひ事務局の方で注目をし、あるいは仙台市とともに見ていっていただきたいなど、成果と課題を明確にして欲しいなと思っています。

(事務局)

仙台市との関係でございますが、先日報道等テレビ、新聞でも流れておりましたが、仙台市教育委員会とは、仙台市教育委員会にいた子がろりぽっぷ小学校に入って、もし戻りたいと思ったときに戻れるような連携を作っていくという説明を部会のところからもさせていただいておったと思います。そういう意味においてはやはりその教育課程を、仙台市の教育委員会に戻することを想定していくと、やはり連携はもともと深めていかないといけないのではないかなという感覚を持っておりました。その上で今そういったお話もいただいたので、重ねて私どもの方からも学園には伝えたいと思います。

2点目の方は道德の授業については基本的には45分というのはございます。ただ、15分のモジュールで行うのを原則とするということでは学園は考えているというのは、計画書の通りではあるんですが、やはりその45分でないと成立しないような内容の授業を行う際には他の科目との入れ替えといいますか、他の科目の時間を45分使って、授業時間に入れていくことも考えているということの回答もいただいており、文部科学省にもその旨の説明をしているようでした。なので、道德の時間を全部15分に細切れして全部のコマをやるというわけではなくて、やはり45分でないと学習成果が上がらない部分については45分で行うという旨の説明を受けております。

審議会として了承される。

⑦高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台育英高等学校）

利害関係人である加藤会長が退席した後に、会長の職務代理として菅原一博副会長が議事進行を行った。

事務局から資料により説明を行った。

特に質疑なく、審議会として了承される。

⑧高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台白百合学園高等学校）

事務局から資料により説明を行った。

特に質疑なく、審議会として了承される。

⑨高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（飛鳥未来きずな高等学校）

事務局から資料により説明を行った。

（後藤武俊委員）

認可申請書がありましてこれを見ますと、高等学校（中等教育学校の後期課程）という表記が2ヶ所あるのですが、この括弧書きの意図が少しよくわからなくて、中等教育学校という場合には中学校からの一貫の仕組みを指すはずですので、シンプルに高等学校の広域の通信制の課程でいいのかなと思うのですが、どういう意図なのか教えてください。

（事務局）

県で定めている様式を元に提出をいただいているのですが、県で定めている様式が高等学校（中等教育学校の後期課程）という様式で定めていまして、それをそのまま使われているということです、

審議会として了承される。

⑩専修学校の廃止について（上田裁縫専門学校）

⑪学校法人の解散について（学校法人上田学院）

（加藤会長）

専修学校の廃止について及び学校法人の解散について、学校法人上田学園の件につきまして、関連しておりますので一括して審議いたします。

事務局から説明お願いいたします。

事務局から資料により一括で説明を行った。

特に質疑なく、審議会として了承される。

⑫各種学校の収容定員に係る学則の変更について（東洋国際文化アカデミー）

（加藤会長）

審議事項⑫東洋国際文化アカデミーにつきまして、幼稚園・専修学校・各種学校部に調査審議をお願いしておりましたので、その件結果につきまして鈴木一樹部会長から報告をお願いしたいと思います。

（鈴木委員）

この件につきましては、令和4年7月5日に開催されました部会で、調査審議した

結果、本計画を了承したことを御報告いたします。

(加藤会長)

どうもありがとうございました。

それでは事務局から御説明ありましたらお願いいたします。

事務局から資料により説明を行った。

(加藤会長)

13ページの経常経費の状況見込みを拝見しまして、これは専門学校の審査基準だと思うのですが令和5年度だけ否と書いているのですけれど、これは納付金に対して支出の部の合計を差引いた結果、それが3分の1に至ってないために否となっているという、たまたま単年度だけという理解でよろしいのでしょうか。

(事務局)

加藤会長からご指摘いただきましたのは13ページの生徒納付金と経常的経費の状況の令和5年度のところかと思いますが、その令和5年度の欄の支出の部というところに経常的経費合計ということで括弧して②となっております、こちらが1億5,670万6,000円ほどとなっているのですが、この②の欄の1.5倍を超えなければ基準としては適なんです、この年度だけそれまでのコロナの影響があり、若干生徒の出入りが滞っていたということがありまして、審査基準上でいうと、この単年だけこちらの基準を超えてしまっているという状況でございます。

(加藤会長)

それ以降は適になっているので、瞬間的な影響であるということで理解しました。

審議会として了承される。

⑬各種学校の廃止について（気仙沼市医師会附属准看護学校）

事務局から資料により説明を行った。

特に質疑なく、審議会として了承される。

(2) その他

①私立高等学校通信制課程の設置認可等に関する審査基準の改正について

事務局から資料により説明を行い、特に質疑はなかった。

(加藤会長)

これにつきましては事務局の説明で御了承いただいたということで、まとめさせて

いただきます。

事務局からの説明は以上といたします。ここで議事進行を事務局にお返しします。

(事務局)

最後に次第の3番その他に移りますけれども、皆様の方から何かございませんでしょうか。

それでは以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

以下、余白

上記の議事を証するため、ここに議事録を作成する。

議事録署名人

令和 年 月 日

氏名 _____ 印

令和 年 月 日

氏名 _____ 印